

ろう。<sup>11</sup>

表 1-5 カリフォルニア州のマスター・プランの内容

	カリフォルニア大学 (UC)	カリフォルニア州立大学 (CSU)	カリフォルニア・コミュニティ・カレッジ (CCC)
使命・役割	カリフォルニア州の中心的 研究機関。学部教育のほか、 大学院教育を提供。	実践的分野及び教員養成が 主たる目的。	ハイスクール卒業生及び成 人一般を対象に職業教育、 学部前半の教育を提供
教育・研究	原則として博士号取得課程 は UC に置かれる。また、医 学、歯学、獣医学、法学等 の職業専門教育も UC で提供 される。	学部教育及び修士号取得課 程までの大学院教育を行 う。研究活動は基本的に教 育活動に関連するものが認 められる。博士号は UC との 協同プログラムによっての み授与することができる。	職業教育及び、学部前半の 2年間の教育を提供するこ とを第一の役割とする。ま た、移民等を対象とする第 二言語としての英語教育等 も提供。
入学者決定 基準 <sup>(注)</sup>	当該年度のハイスクール卒 業者のうち、ハイスクール の成績が上位 8 分の 1 以内 (上位 12.5%) の者。	当該年度のハイスクール 卒業業者のうち、ハイスクー ルの成績が上位 3 分の 1 以 内 (上位 33.3%) の者。	入学者に関する要件は設け ない。

(注) 現在、カリフォルニア州のハイスクール卒業業者については、表中の条件を満たす者は、それぞれキャンパス及び専攻を選ばなければ、各大学システム内のいずれかの機関に入学することが認められている。また、CCC からの転学者を受け入れるため、UC 及び CSU は学段落階の学生の規模について、前後半 2 年間で 40 対 60 の比率で設定することが求められている。

(Commission for The Review of The Master Plan for Higher Education(1987), *The Master Plan Renewed: Unity, Equity, Quality and Efficiency in California Postsecondary Education* に基づき筆者作成)

## 2-5. 大学内部の組織と管理運営

### 2-5-1. 内部組織

大学組織を組織的な意思決定の行われるレベルからみると、一般に①専門分野ごとに分かれた学科 (department)、②複数の学科が集まった学部 (school, college)、③複数の学部から構成される大学 (キャンパス) の三つに分けられる (ただし、リベラルアーツ・カレッジや専門大学など、学部が置かれていない場合もある)。さらに、上述のように、複数の大学 (キャンパス) を一つの大学理事会が管轄している場合は、大学システムが形成される。

米国の州立大学における管理運営構造は各大学によって異なるが、意思決定のレベルという観点から大学の管理運営をみると、大学 (キャンパス) レベルあるいは大学システムのレベルでの最終的な意思決定機関としての役割を果たしているのは、大学理事会 (Board of

Regents, Board of Trustees等)であることは、すべての大学において共通している。大学理事会のメンバーは、通常、州知事による任命や州民選挙によって選出されるため、財務、人事等、個別の事項に関して大学理事会の下に各種委員会が設けられ、その決定を補佐している。

さらに、実質的な管理運営は、大学理事会が任命する大学システムの総長あるいは各大学(キャンパス)の学長(President, Chancellor。一般に、前者は学長、後者は総長を指す)に委任されている。総長や学長を中心として行われている実質的な大学の管理運営は、一般に、財政を中心とする管理運営(事務)部門(administration)と教育研究部門に分けられる。このうち、大学(キャンパス)レベルあるいは大学システムのレベルにおける教育研究部門については、教員によって構成される大学評議会が大きな役割を果たしている。

複数の学科が集まって構成される学部は、伝統的に職業専門教育を提供するもの(school)と教養教育や研究志向(研究者養成)のカリキュラムを提供するもの(college)に分けられる(ただし、現在、両者の境界は曖昧になりつつある)。大学(キャンパス)レベルで定められた方針や基準の枠内においてであるが、いずれの系統の学部も、学部内の人事管理や予算及びその他の資源の運用に関して、自律的な立場にある。また、大学本部(大学理事会や学長)に対して学部内の各学科共通の利害を代表するのも学部の役割である。

学部には、管理運営上の意思決定機関として学部長(Dean)が置かれており、更に、これを補佐する副学部長(Assistant Dean)が置かれていることが少なくない(なお、Deanは、アドミッション・オフィスの責任者など学部レベルにおける執行責任者以外の役職にも使用される)。通常、学部長は学長を中心とする大学(キャンパス)レベルの管理運営組織を構成するメンバーであり、学部内部における予算や人事に関する決定、及び学長等への具申は、学部長によって行われる。教育、研究活動については、学部の所属教員から構成される会議(学部教授会)の果たす役割が大きい。

学科は、大学の主たる機能である教育活動、研究活動、社会に対するサービスを実施する上での基礎的単位である。各学科は、学部から割り当てられた予算、施設・設備等を用いて、これらの活動を実施する。学科レベルには、管理運営部門の意思決定機関として学科長(Chair, Chairperson)が置かれている。学科長は、当該学科の教員が構成する会議(学科教授会)とともに、実質的なカリキュラム編成(科目の設定)や教員の人事を行う。

表 1-6 大学の管理運営における意思決定の構造

意思決定のレベル	意思決定に関与する機関・組織		
	最終的な意思決定機関	管理運営部門	教育研究部門
大学システム	大学理事会	総長	大学システムのレベルに置かれる大学評議会
		総長事務局（総長及び副総長とその事務担当部局）、各大学の学長などから構成される管理運営組織	
大学（キャンパス）	大学理事会	学長	大学（キャンパス）レベルに置かれる大学評議会
		学長事務局（学長及び副学長とその事務担当部局）、学部長等から構成される管理運営組織	
学部		学部長，副学部長	学部教授会
学科		学科長	学科教授会

（江原武一『現代アメリカの大学—ポスト大衆化をめざして』玉川大学出版部，1994年，187頁の表5-1を参考に筆者作成）

#### 2-5-2. 管理運営（事務）部門

大学（キャンパス）レベルにおける管理運営部門は、一般に、大学全体の施策・方針を実質的に決定する機関（執行責任者）である学長を中心として、これと各学部の執行責任者である学部長から構成される。

大学理事会によって任命される学長は、大学の管理運営のすべてに責任を負う者であり、その所掌領域は極めて多岐にわたる。このため、通常、財政、教育研究、渉外、学生問題など分野別に大学理事会から任命された複数の副学長（Vice president あるいは Vice chancellor）とともに学長事務局（Office of President/Chancellor）を形成する。学長事務局には、数十名単位の事務職員が置かれ、各分野の業務を行う。ただし、副学長の数や学長事務局の規模は、同じ大学システムの大学（キャンパス）であっても、大学の規模や機能によって異なる。<sup>12</sup>

学部長は、一般に大学理事会あるいは学長によって任命される。通常、プロボスト（Provost）と呼ばれる学長直属の管理職あるいは教育研究担当の副学長（プロボストと兼任している場合もある）の管轄下に置かれる。学部長の下にも事務局が置かれ、学部の事務業務を実施する。学科レベルの管理運営上の執行責任者として学科長が置かれる（選出方法は、学科教授会の互選や学長の任命など、大学によって異なる）が、通常、大学（キャンパス）全体の管理運営には参加しない。

複数の大学（キャンパス）が大学システムを形成している場合、大学理事会によって任命される総長が大学システム全体の管理運営に関する実質的な方針を決定する。大学（キャン

パス) レベルの場合と同様、総長はこれを補佐する複数の副総長とともに総長事務局を形成し、財務、教育研究、渉外、学生問題など広範な管理運営事務にあたる。大学システムのレベルの管理運営は、通常、この総長事務局を中心として行われるが、重要事項については、各キャンパスの学長を加えた検討が行われる。

### 2-5-3. 教育研究部門

教育研究部門は、大学評議会 (Academic Senate) を中心とした教員組織が管理する。大学評議会の構成は大学によって異なるが、通常、各学部から選出された教員から成る代表者会議、組織運営を担う運営委員会及びカリキュラム、教員問題、研究など分野ごとに設けられた複数の委員会から構成される。大学評議会の主たる内容は、教育研究活動方針の策定のほか、入学者決定基準の設定、教員評価等である。

カリフォルニア大学を例に大学評議会の構成と役割をみると、同大学では大学システムと各大学 (キャンパス) のそれぞれのレベルに大学評議会が置かれている。大学理事会が決定する学内規程において、設置及び構成・役割に関する大枠が示され<sup>13</sup>、これに基づき大学評議会が独自の管理運営方針 (Manual of the Academic Senate) の中で、大学システム・レベル及び各大学 (キャンパス) の大学評議会 (Division) の具体的な組織・構成及び役割を決めている。

このうち、大学システム・レベルの大学評議会 (全学評議会) は総長以下、管理運営部門の責任者及び大学システム内のすべての教員を構成員とし、各大学 (キャンパス) の大学評議会を傘下に置く。管理運営部門の代表者や各大学 (キャンパス) の教員の代表をメンバーとする全学会議 (Assembly of the Academic Senate) のほか、全学評議会の審議事項を決定し、全学評議会を代表して総長に助言する審議会 (Academic Council)、分野毎に設けられた委員会 (アカデミック・フリーダム、教員人事、アファーマティブ・アクション、入学者決定方針、情報通信、出版編集・文書管理、留学、教育プログラム、福利厚生、大学院教育、図書館、予算、テニユア、研究活動、法規、学生問題、補習教育等) から構成される。<sup>14</sup> 各大学 (キャンパス) の大学評議会は、各大学 (キャンパス) の教員から構成され、それぞれの大学 (キャンパス) に応じた委員会を置くことが認められている。<sup>15</sup>

全学評議会及び各大学 (キャンパス) に置かれた大学評議会の主な役割は、①学位取得要件の決定、②教員評価、教育プログラムの評価、③入学者決定に関する基準の設定の三つである。これらの事項について全学評議会は大学システム内共通の全体方針を決める。制度上、最終的決定は州憲法により法人格を与えられた大学理事会によって行われるが、通常、大学理事会は全学評議会の決定をそのまま承認する。大学 (キャンパス) の大学評議会は、この全学評議会が決定した方針や基準の枠内で、各大学 (キャンパス) 内で適用される方針や基準を決定する。